

01 大学等入試時の配慮

大学入学共通テストについて

(独立行政法人 大学入試センター HP「受験上の配慮案内」参照)

受験に際しての配慮申請の時期は例年、出願前であれば8月～9月下旬、出願と同じタイミングであれば、9月下旬から10月上旬になります。

申請には、医師による診断書や希望する配慮事項によっては状況報告書が求められます。これまでの取り組み（高校等での個別的教育支援計画・個別の指導計画の写しなど）が必要な場合もありますので、申請に何が必要か、確認しながら進めることが大切になります。大学入試センターでは、申請に基づき審査の上、配慮事項を決定します。なお、志願者問合せ専用電話で事前相談を随時受け付けています。

大学入学共通テストにおける主な受験上の配慮事項

〈すべての科目において配慮する事項の例〉

令和6年度入試の場合

- ・試験時間を1.3倍に延長
- ・チェック解答(※)実施
- ・拡大文字問題冊子(文字の大きさが1.4倍もしくは2.2倍の大きさ)の配付
- ・監督官が読み上げる注意事項等を文書を用いて伝達する
- ・別室の設定
- ・試験室入り口まで付き添い者が同伴することを許可する

※ チェック解答とは、一般の解答用紙(マークシート)にマークすることが困難とされる人を対象にした、選択肢の数字などが書かれた解答用紙にチェックをする解答方法です。

〈リスニングにおいて配慮する事項の例〉

- ・試験時間を1.3倍に延長(連続方式)
- ・試験時間を1.3倍に延長(音止め方式)

大学入学共通テストだけでなく、推薦入試や国公立大学の二次試験、私立大学、短期大学や専門学校等の試験でも、同じような合理的配慮が行われております。事前に申請すると配慮が得られる場合もありますが、時期や内容によっては配慮が難しい場合もあります。また、大学入学共通テストの配慮申請を行っただけでは、国公立大学の入試での配慮申請をしたことにはなりませんので注意してください。配慮の具体的な内容・申請方法・申請時期などは、各学校によって異なります。オープンキャンパスや学校見学会を通じて、各学校の取り組みや授業の実際面を確認し、志望校を決める段階で、候補となる学校にあらかじめ相談・確認を取ると良いでしょう。

体験談



推薦入試に出願の際、合理的配慮を申請しました。面接の際、質問を紙に印刷してもらい、それを見ながら質問を読み上げてもらいました。(本人より)



入試で合理的配慮を得るには、「その前に1年程度、学校での配慮実績が必要」と学校で聞きました。サポート校だったので個別対応をかなりやってもらっていましたが、聴覚過敏があるため大勢いる試験会場でどうなるか不安でした。学校でやってもらっていた個別支援やイヤーマフ着用などの工夫を文書でまとめてもらい、イヤーマフ着用での受験が認められました。入試で配慮を考えているなら早めに準備が必要です(家族の話を一部改変)